4　前項の規定による連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。
5　第三項の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。
一　当該連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
二　当該連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況
三　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第七章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点
（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）
第十一条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成十四年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「（新中間連結財務諸表規則第八十一条」を「（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号）第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第八十七条」に、「当分の間、新中間連結財務諸表規則第八十一条に規定する」を「平成二十七年九月三十日に終了する中間連結会計期間までの間、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている」に改め、附則に次の二項を加える。
5　前項の規定による中間連結財務諸表は、日本語をもって記載しなければならない。
6　第四項の規定による中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。
一　当該中間連結財務諸表が準拠している用語、様式及び作成方法
二　当該中間連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況
三　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（第六章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

附　則

（施行期日）
第一条　この府令は、公布の日から施行する。
（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条　第一条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（附則第九条第一項において「新連結財務諸表規則」という。）第七章の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。
2　前項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社は、平成二十二年三月三十一日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を第一条の規定による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「旧連結財務諸表規則」という。）第九十三条の規定により作成することができる。この場合においては、旧連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。
3　前二項の規定により連結財務諸表を旧連結財務諸表規則第九十三条の規定により作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十八年三月三十一日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表規則第九十四条から第九十六条までの規定を適用する。
（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条　第二条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第七章の規定は、平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条　第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。
2　附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、前項の規定にかかわらず、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「旧中間連結財務諸表規則」という。）第八十七条の規定により継続して作成することができる。
3　前項の規定により中間連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年九月三十日までに終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を旧中間連結財務諸表規則第八十七条の規定により継続して作成することができる。
（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第五条　第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。
（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第六条　第五条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間（以下この条において「四半期連結会計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。
2　附則第二条第三項の規定により連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、前項の規定にかかわらず、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を第五条の規定による改正前の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「旧四半期連結財務諸表規則」という。）第九十三条の規定により継続して作成することができる。
3　前項の規定により四半期連結財務諸表を作成する連結財務諸表提出会社は、平成二十七年十二月三十一日までに終了する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を旧四半期連結財務諸表規則第九十三条の規定により継続して作成することができる。
（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
第七条　第六条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第六章の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。
（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第八条　次の各号に掲げる第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）の規定の適用は、当該各号に定めるところによる。
一　第十七条第一項第一号ロ及び第十九条第二項第九号の二　平成二十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。